

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	特定健診・特定保健指導システム統計機能改修業務
発 注 課	保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課
選 定 事 業 者	株式会社 H B A
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、特定健診及び特定保健指導の制度改正に伴い、特定健診・特定保健指導システムを対応させる業務である。</p> <p>国の制度改正により、特定健診における血清クレアチニン検査の詳細健診化、特定健診実施日に特定保健指導初回面接を実施することが可能になる等の変更があった。</p> <p>当該システムは、現在、上記変更点に対応していないため、交付金実績報告や、健診受診率・保健指導実施率の法定報告を正しく行うことができず、改修が必要。</p> <p>本業務を適切に実施するためには、本システムの初期設計からこれまでの改修について全て把握する必要がある。上記事業者は、本市の委託により本システムの初期設計を含め、全ての改修を実施するとともに運用保守業務についても受託してきた実績があり、本システムについての見識に優れている唯一の事業者であるといえる。</p> <p>よって、上記事業者に本業務を実施させた場合、履行品質が確保できるとともに期間短縮が可能になり経費の節減が確保でき、競争に付するよりも有利と認められるため、特定随意契約により上記事業者を選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	平成31年4月22日